

# Q & A 改正投信法のポイントを押さえよう！

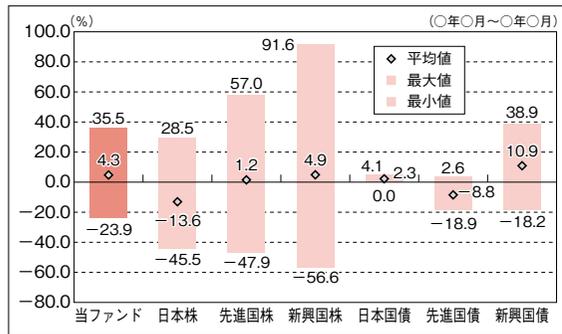
まずは改正投信法のポイント、および改正によりどのように実務が変わるのか等をQ & Aで見えていきます。

**A** Q1における「⑥販売手数料・信託報酬等に関する説明の充実」「④販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供の充実」を実現させるため、今回、交付目論見書は主に次の3つの点が改正されました。なおこの改正は平成26年12月1日以降、新たに有価証券届出書を提出するものから適用されます。

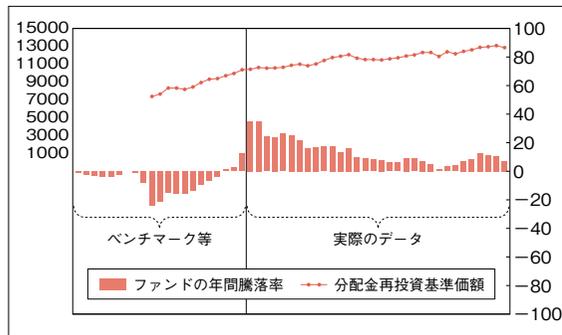
**① 6資産程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図**

交付目論見書においては新たにリスクに関する参考情報として、過去5年分のデータから投資信託と6資産程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図を開示することとされています。記載の方法は投資信託によって異なる可能性があります。投資信託協会の自

図表1 代表的な資産クラスとの比較図例



図表2 年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移例



## Q2 交付目論見書の記載内容が変わると聞いたけど、具体的にどうなるの？



主規制では図表1が記載例として提示されています。

●年間騰落率等も図で例示

②ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

上記の自主規制では、新たに投資信託の年間騰落率および分配金再投資基準価額（分配金を再投資したと仮定して計算された基準価額）の推移について、原則として図表1の騰落率の比較図の横に並

## Q1 なぜ投信法が改正されたの？ どの改正が重要？



**A** 金融庁が平成22年12月24日に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のため

のアクションプラン」には、「国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備」の一環として、「投資信託・投資法人法制の見直しの検討」が盛り込まれていました。これを受けて金融審議会は「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキンググループ」を設置し、平成24年12月12日に「最終報告」を公表しました。

従来の投資信託には、書面決議等の規制（投資信託の重大な内容の変更について、全投資家の決議をとる規制）により、柔軟かつ機動的な意思決定が阻害されるとい

う問題がありました。一方で投資家に十分な情報提供がなされていない、投資家に過大なリスクのあ

る商品が販売されるなどの懸念がありました。

こういった問題に対応するため、「最終報告」で提言された内容に対応する形で今回の投信法等の改正は行われました。

その内容ですが、まず主に運用会社に大きな影響を与えるものとして、①受益者書面決議制度の見直し、②運用財産相互間取引の容認範囲の明確化、③金銭設定・金銭償還の例外範囲の拡大、④その他（価格調査の範囲、利益相反取引の報告、MRF等への損失補てんの容認）——といった改正が挙げられます。

●当局も情報提供態勢を監視

一方、販売を行う行職員にとっても重要な改正が盛り込まれています。具体的には、⑦運用報告書

の改善等、④トータルリターン通知制度の導入、⑤販売手数料・信託報酬等に関する説明の充実、⑥販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供の充実、⑦運用財産の内容についての制限——などの改正があります。投資信託を販売するうえで、これらは押さえおくべき改正と考えられます。

また、投資家への十分な情報提供を行っているかという観点からは、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正案（8月27日現在）の中でも繰り返し述べられているところであり、当局からの監督も厳しいものになると思われます。

- ポイント
- ・投資家に十分な情報提供がなされていない等の問題があり、今般、改正を実施
- ・改正により運用報告書の改善やトータルリターン通知制度が導入されることに

- ポイント
- ・交付目論見書には「6資産程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図」などの記載が必要となる
- ・ファンドの年間騰落率や手数料の開示方法も一部変更

べて開示することとされています。自主規制では記載例として図表2のように提示されています。

この図も過去5年分のデータから作成することが求められており運用期間が5年間に満たないような場合には、原則として図表2のようにベンチマークの騰落率を記載することが求められています。

**③手数料等を対価とする役務の内容の開示**

投資信託の費用の明細について、当該費用についての説明を費用と対比できるように表内に記載するとともに、当該費用を対価とする役務の内容を記載することとされています。